

長崎県フードバンク活動設備購入等支援事業補助金実施要綱

(趣旨)

第1条 県は、食品関連事業者等から発生する食品ロスの削減を促進するため、フードバンク活動団体（食品関連事業者その他の者から未利用食品の寄附を受けて、こども食堂、生活困窮者、福祉施設等（以下「こども食堂等」という。）にこれを無償で提供するための活動を行う団体をいう。以下同じ。）が、物価高騰の影響を受けるこども食堂等へのフードバンク活動を活性化するため整備する機器等に対し、長崎県フードバンク活動設備購入等支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）及び長崎県県民生活環境部関係補助金等交付要綱（令和2年3月31日長崎県告示第302号。以下「県民生活環境部要綱」という。）に定めるもののほか、この実施要綱の定めるところによる。

(事業内容)

第2条 知事は、物価高騰の影響を受けるこども食堂等へのフードバンク活動を活性化するため、食料品等提供品の一時保管に必要な冷蔵・冷凍庫や運搬のための台車の整備等に対して助成する。ただし、長崎県内に設置するものに限る。

(補助対象事業者)

第3条 この補助金の補助対象となる事業者は、長崎県内に事業所又は活動拠点を有するフードバンク活動団体（市町の委託事業としてフードバンク活動をしている者を除く。）とし、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業の遂行が確実なものであること。

(2) 事業実施及び会計手続を適正に行い、「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き（農林水産省公表資料）」に基づく又は準じた取扱いを行う体制を整備する団体であること。

(3) 冷蔵・冷凍庫や運搬のための台車等の設置場所が確保できていること。

(事業実施期間)

第4条 補助事業の実施期間は、知事が第7条の規定による交付決定を行った日から令和6年3月31日までとする。

(事業の交付対象、補助率等)

第5条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率及び限度額は、別表のと

おりとする。ただし、予算の範囲内で知事が定める額を限度額とする。

2 補助事業に要する経費は、当該事業に要する総事業費から寄付金その他の収入の額を控除した額とする。

3 補助金申請時に仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付の申請）

第 6 条 規則第 4 条の規定により、補助金の申請をしようとする者は、補助金交付申請書（様式第 1 号）に関係書類を添えて、知事が別に定める期限までに提出しなければならない。

2 規則第 4 条の規定により知事に提出する申請書類に添付すべき書類は、次のとおりとする。

（1）長崎県フードバンク活動設備購入等支援事業実施計画書（様式第 2 号）

（2）その他知事が必要と認める書類

3 補助金の交付を受けようとする者は、知事が必要に応じて求める場合には、前項に定める交付申請書の提出より前に事業実施計画書（様式第 2 号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第 7 条 知事は、第 6 条第 1 項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めるときは交付決定等を行い、補助事業者（補助事業を行う者をいう。以下同じ。）に通知するものとする。

（事業の着手）

第 8 条 事業の着手は、規則第 7 条の規定による補助金等の交付の決定に基づき行うものとする。

（申請の取下げ）

第 9 条 規則第 7 条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知を受けた日から 15 日を経過した日までに申請の取下げをすることができる。

(計画変更等の承認)

第10条 規則第11条第2項第1号の規定により、第6条で提出した書類の内容を変更しようとするときは、事業計画変更承認申請書(様式第3号)を知事に提出しその承認を受けなければならない。ただし、補助額に変更がなく、対象経費の総額が2割を超えない範囲での増減は除くものとする。

2 規則第11条第2項第2号の規定により、事業を中止し又は廃止しようとするときは、事業計画中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を知事に提出しその承認を受けなければならない。

3 知事は、前2項の承認をする場合において必要に応じ、交付決定の内容を変更し、または条件を付することができる。

(補助金の交付決定の取消し等)

第11条 知事は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、又は補助金の交付の内容、条件、その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 知事は、補助事業者が第3条に掲げる要件を満たさないことが判明したときは、前項の規定を準用する。

3 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、その返還を命ずる。

(事業遅延の届出)

第12条 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助事業遅延等報告書(様式第5号)を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第13条 規則第13条に規定する実績報告書は、様式第6号のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業完了後(補助事業廃止の承認を受けたときを含む。)30日を経過した日又は県の会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。

3 第5条第3項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するにあたって、仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、この金額を補助金等の額から減額して知事に報告しなければならない。

4 第5条第3項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、この金額(減額して申請又は報告した場合にあっては、その金額のうち減じて申請又は報告した額を上回る部分の金額)を補助金

等の額から減額して仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第7号）により速やかに知事に報告しなければならない。

5 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類等は、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管すること。

（補助金の額の確定等）

第14条 知事は前条第1項の報告を受けた場合には、その書類の内容を審査し、必要があるときは、補助事業者に対し報告を求め、又は県職員に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対し質問させ、その報告に係る事業が適正に行われたかどうかを調査することができるものとし、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第10条に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の支払）

第15条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要であると認める場合においては、概算払いをすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、交付請求書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。なお、県民生活環境部要綱第7条に規定する必要な書類は省略できるものとする。

（財産の管理等）

第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的にしたがって、その効率的運用を図らねばならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

（財産の処分の制限）

第17条 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額は処分により得られた収入の全部又は一部を県に納付することを条件とすることができる。

（事業名等の表示）

第18条 補助事業者は、本事業により整備した機器等に、事業名等を表示するも

のとする。

(委任)

第 19 条 規則、県民生活環境部要綱及びこの実施要綱に定めるもののほか、補助金等の交付申請書等の添付書類その他補助金の交付について、必要な事項は別途に定める。

附 則

この要領は、令和 5 年 6 月 3 0 日から施行する。

別表 (第 5 条関係)

長崎県フードバンク活動設備購入等支援事業補助金の交付対象経費及び補助率等

補助対象経費	補助対象経費の内容	補助率	限度額
県内のフードバンク活動団体を対象に、フードバンク活動に必要な設備整備に要する経費。ただし、長崎県内に整備するものに限る。	(1)冷蔵・冷凍庫の購入に係る費用 (2)冷蔵・冷凍庫の設置に係る費用(配電工事等を含む) (3)カーゴ(台車)の購入に係る費用 (4)その他、こども食堂等への食品の提供に必要とされる備品等購入経費	10/10 以内	100 万円